

重要事項に係る調査依頼書

当社は、宅地建物取引業法第35条第1項第6号及び同法施工規則第16条の2の定め等により、下記のマンションの取引に係る重要事項について、必要事項を添えて貴社に調査を依頼します。

調査依頼年月日	平成 年 月 日			
宅地建物取引業者	会社名			
	所在地	〒 -		
	免許番号	国土交通大臣 () 第 号		
		知事 () 第 号		
	依頼者	所属部課		
氏名				
TEL番号				
FAX番号				
調査依頼マンション	名称			
	所在地			
	売却依頼主	住戸番号		
		氏名		
①調査報告書 当社書式で回答いたします。 <input type="checkbox"/> 5,400円(税込) 当社書式以外での回答はしておりませんので、御社書式の送信はご遠慮ください。				
②管理規約コピー <input type="checkbox"/> 2,700円(税込)				
			合計金額	
必要な書類の金額横の□にレ点を入れ、合計金額をご記入ください。 ※依頼者が所有者の場合は無料です。0円とご記入ください。				
円				

◆◆◆調査依頼に際しての注意事項◆◆◆

1. 作成手数料について	作成手数料は振込による前払い制とさせていただきます。
2. 手数料振込先	三井住友銀行 吉祥寺支店 (普通)2556098 (名義)株式会社トーシンコミュニティー ※振込手数料は御社にてご負担ください。 ※振込票をもって領収書に代えさせていただきます。
3. 受付について	本依頼書と上記手数料の振込票及び 媒介契約書 をあわせてファックスしてください。 当社で確認した時点で受付完了とします。 ※必要書類のうち1点でも確認がとれない場合は受付いたしませんのでご了承ください。
4. 作成期日について	お振込み確認後、中2日程いただきます。 作成次第、郵送前にファックスいたします。
5. その他注意事項	総会議事録・長期修繕計画書・物件パンフレットは発行しておりません。 必要な場合は、売却依頼主様から取り寄せてください。 依頼主様が所有していない場合は、依頼主様が直接当社へ発行の依頼をしてください。 当社から依頼主様へ郵送いたします。(※依頼主様以外の住所へは郵送できません。) ※個人情報や専有部分に係る事項については、回答できかねます。